

# 第2回会合までに挙げられた 外資規制に関する主な意見 (放送分野)

情報通信分野における外資規制の  
在り方に関する検討会事務局

2021年8月

# 論点1:外資規制を適用する事業・分野

事業・分野	根拠法	現状		構成員の主な意見
		外資規制の有無	外為法上の扱い	
放送事業	放送法	○	指定業種 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外為法における指定業種としての規律と、独立して放送法や電波法といった別の法律の体系で規制がかかっているが、<u>認定取消しなどの担保措置を講じることとの関係で、外為法の外資規制と重畳的に一定の規制をそれぞれの法律の目的に照らして行っていく必要がある</u>、放送法、電波法、通信関係のNTT法なども含めて規制をかけていくということについては<u>合理的な理由があるのではないか</u>(第1回 大谷構成員)</li> </ul>
通信事業	電気通信事業法	—	コア業種 (※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的な経緯もあって、さらには、<u>放送と通信が全く以前は別物として整理されてきたこともあり、制度設計も非常に多様なものになっている</u>。外資規制の実効性を確保するため、<u>透明性を高めるにはどうすればよいか</u>という点は議論していく必要がある。放送に関しては電波監理審議会からの要望が出ており、放送に加えて通信に関しても、その立法理由を確認しながら、<u>妥当性を確認しながら考えていきたい</u>(第1回 森川構成員)</li> </ul>
	NTT法	○	コア業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>外為法は、<u>株式を取得しようとする投資家や関係者を役員に指名して送り込もうというように投資家自身が届出をしたり、審査を受けるという建て付けの制度であるのに対して、放送法上の外資規制は、放送事業者自身が20%以上の保有を外資からは受けないという、事業者の規律としての建て付けなのかな</u>と思った(第1回 神保構成員)</li> </ul>
放送・通信事業以外の無線局	電波法	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信事業は、外為法において、指定業種の指定の観点のうち、公共性や公共の秩序といった点にとどまらず、<u>国の安全のサイバーセキュリティの観点といった観点で非常に厳格な審査が行われ始めている</u>と思っている。<u>電気通信事業法には外資規制の規律がなく、外為法の個別の投資家別のアプローチとなるが、国の安全の観点から懸念のあるような投資家からの影響を受けることとならないか、サービスが影響を受けないかという審査がなされていくのは、それでよいのではないかと理解している</u>(第1回 神保構成員)</li> <li><u>それぞれの制度がつけられた時点では、それぞれの理由を持ってつけられていたわけだが、並べてみると必ずしも分かりやすい部分があり、あるいは当時、諸外国の状況も見ながらつくった制度だけれども、諸外国のほうの制度が変わってしまっていたり、あるいは現在の情報通信の社会的な意義とか環境が時代によって変わってきているといったこともあり、どのように考えるかが難しいところもある</u>(第1回 山本座長)</li> </ul>

※1 放送事業者が登録電気通信事業もあわせて営んでいる場合には、登録電気通信事業者の手続が優先。

※2 届出電気通信事業者については、指定業種に係る外為法の規律が適用。

# (参考) 情報通信関連法令と外為法における外資規制の比較整理

根拠法	対象事業者等	情報通信関連法上の議決権保有制限に係る外資規制の概要	外為法の規定により必要となる手続 <sup>(※1)</sup>
放送法	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹放送事業者(地上)</li> <li>認定放送持株会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接・間接出資による議決権保有制限                             <ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の5分の1未満</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要</li> <li>免除基準を遵守する場合、事前届出が免除され(上限なし)<sup>(※2)</sup>、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%<sup>(※3)</sup>以上から必要</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹放送事業者(衛星・移動受信用地上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接出資による議決権保有制限                             <ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の5分の1未満</li> </ul> </li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般放送事業者</li> </ul>	—	
電波法	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹放送局提供事業者(地上)</li> <li>特定地上基幹放送事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接・間接出資による議決権保有制限                             <ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の5分の1未満</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要</li> <li>上乗せ基準も遵守する場合、10%未満の所有等株式・議決権の取得について事前届出が免除され<sup>(※3)</sup>、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%<sup>(※3)</sup>以上から必要</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹放送局提供事業者(衛星)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接出資による議決権保有制限                             <ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の3分の1未満</li> </ul> </li> </ul>	
NTT法	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT(持株会社)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接・間接出資による議決権保有制限                             <ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の3分の1未満</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要</li> <li>上乗せ基準も遵守する場合、10%未満の所有等株式・議決権の取得について事前届出が免除され<sup>(※3)</sup>、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%<sup>(※3)</sup>以上から必要</li> </ul>
電気通信事業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録電気通信事業者</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要</li> <li>上乗せ基準も遵守する場合、10%未満の所有等株式・議決権の取得について事前届出が免除され<sup>(※3)</sup>、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%<sup>(※3)</sup>以上から必要</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出電気通信事業者</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等は、事前届出が必要</li> <li>免除基準を遵守する場合、事前届出が免除され(上限なし)<sup>(※2)</sup>、事後報告が所有等株式・議決権の割合1%<sup>(※3)</sup>以上から必要</li> </ul>

※1 発行会社が上場会社であり、外国投資家が取得時事前届出免除制度のうち一般免除の適用を受ける場合において必要な手続を記載。

※2 放送事業者が登録電気通信事業もあわせて営んでいる場合には、登録電気通信事業者の手続が優先。

※3 親子等会社・親子関係等の密接関係者が所有等するものを含む。

検討会第2回(7月5日) 配布資料2-2より

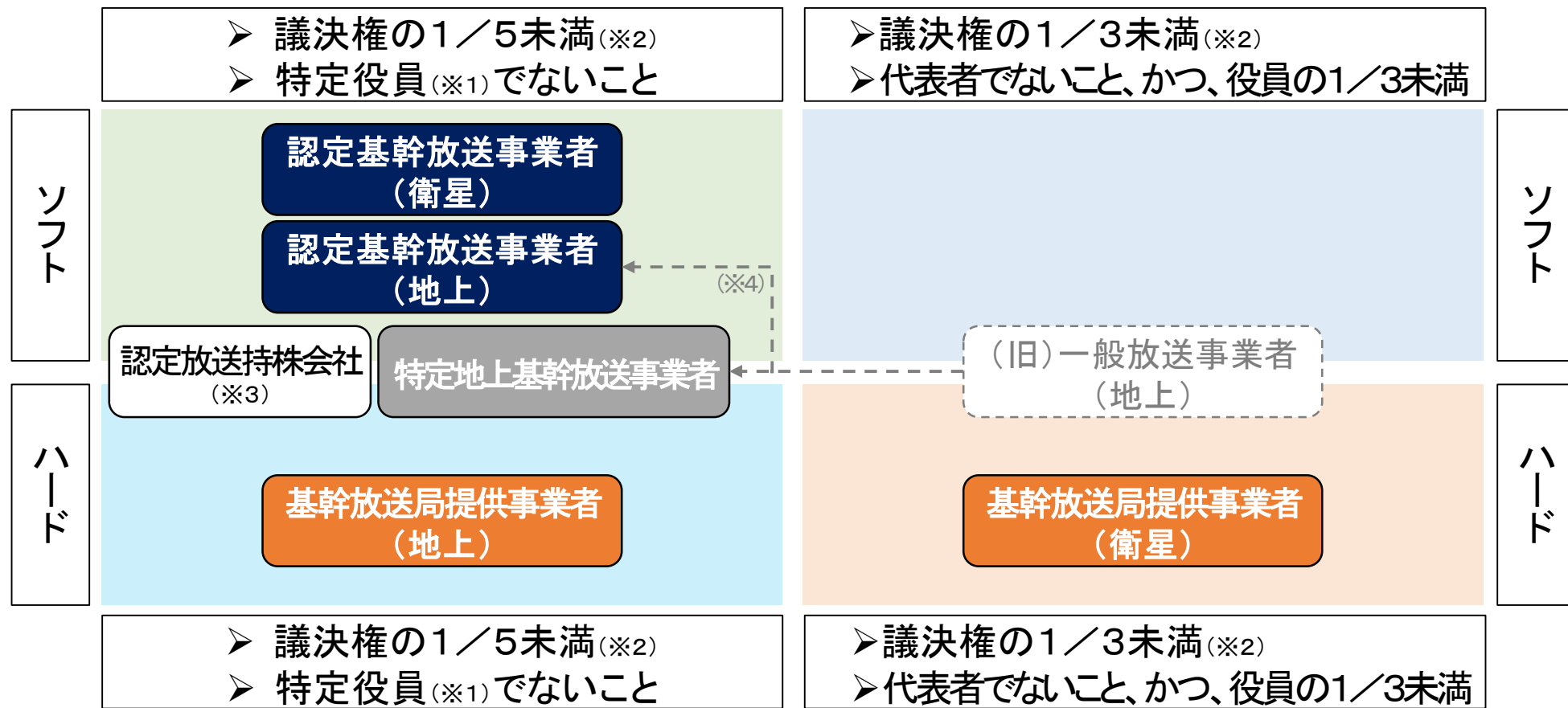
○外為法は、外国投資家からの本邦企業の経営への影響力に着目し、国の安全等の観点から問題がないかどうかを審査等する仕組み。このため、影響力を行使し得る一定の行為を「対内直接投資等」として規定。

○上場株式の株式取得については、発行済株式総数又は議決権総数に占める割合のいずれかが1%を超える場合を対内直接投資等としている。

→株主の会社への影響力行使は、議決権の行使による場合のほか、例えば、無議決権株を一定数保有する場合に会社への資金提供者として影響力を行使する場合なども想定されるため、発行済株式総数を基準とした規制も行っている。

# 論点2: 外資規制の具体的内容

- 放送法及び電波法では、外国人等の議決権保有を制限する規定(出資規制)や外国人等の特定役員(※1)への就任を禁止又は制限する規定(役員規制)が設けられ、下図のとおり、放送事業者の態様に応じて、出資規制及び役員規制の内容に違いがある。



※1 特定役員…法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの(業務執行取締役等)。

※2 認定基幹放送事業者(衛星)及び基幹放送局提供事業者(衛星)については直接比率、その他の事業者等については直接・間接比率の基準

※3 総務大臣の認定を受けて基幹放送事業のグループ経営を行う持株会社

※4 1958年公布の改正電波法により比率が1/3から1/5に引き下げられた後、2010年公布の改正放送法により区分の見直しが行われた。

# 論点2: 外資規制の具体的内容(認定持株・地上)

規制の対象		現状			関係団体の主な意見	構成員の主な意見
		直接 出資	間接 出資	役員		
放送 ②地上	①認定放送持株会社	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制の趣旨は妥当(民放連)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者ごとに割合(閾値)をそろえればよいということではないと思う。基幹放送の5分の1といった閾値について、放送事業者は必ずしも財務基盤が盤石ではないといったところもあるかと思うので、そういったところで5分の1にも理由があり、3分の1も特別決議を回避できればよいというような基準だけで考える必要はないのではないか(第1回 大谷構成員)</li> <li>影響を与えようとする行為を、放送局に対していろいろな要求をするという株主があった場合株主に限らず影響を及ぼそうとする人はいるのかもしれないが、そういった行為について制約が課されているということは特になく、放送事業者が自分自身でそこは守っていくと理解(第1回 神保構成員)</li> <li>社会的な影響力は、放送番組を通じて行使し得るものではないか(第2回 大谷構成員)</li> </ul>
	認定基幹放送事業者	◎	◎	◎		
	基幹放送局提供事業者	◎	◎	◎		
	特定地上基幹放送事業者	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 規制の趣旨は妥当(民放連)</li> <li>間接比率の計算に関して、<u>間接出資の株主を正確に把握することは事実上困難</u>という大きな問題が存在する(民放連)</li> <li>例えば、間接出資の10%未満の特例条項を守るためには、出資関係を全て洗い出さないと、間接出資が10%以上なのか10%未満なのか把握できない(民放連)</li> </ul>	

(凡例) ・出資関係<◎:議決権の5分の1未満、○:議決権の3分の1未満、-:規制なし>

・役員関係<◎:特定役員でないこと(※)、○:代表者でないこと、かつ、役員3分の1未満であること>

※ 特定役員・・・法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの(業務執行取締役等)。



規制の対象		現状			関係団体の主な意見	構成員の主な意見
		直接 出資	間接 出資	役員		
放送	②地上				(前ページ参照)	(前ページ参照)
	特定地上基幹放送事業者 コミュニティ放送 ソフト + ハード	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>基本的には外資規制の趣旨に賛同する部分があり、前提条件として受け入れているが、例えば出資者の相続や国際結婚、地域企業が買収を受けたというような案件が出てきた場合に、その個人の影響を非常に受けやすい。特に外国人居住者の多い地域では考慮すべき問題となることがあるという背景から、<u>直接・間接出資に関する規制及び外国人役員の人数の緩和(撤廃)を要望する</u>(コミュニティ放送協会)</u></li> <li>• 外国人や外資にとらわれず出資を受けたいといった状況はあると思う(コミュニティ放送協会)</li> <li>• 災害時において外資系の影響力が出ることは考えにくいのではないか(コミュニティ放送協会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (再掲) 事業者ごとに割合(閾値)をそろえればよいということではないと思う(第1回 大谷構成員)</li> </ul>

(凡例) ・出資関係<◎: 議決権の5分の1未満、○: 議決権の3分の1未満、-: 規制なし>

・役員関係<◎: 特定役員でないこと(※)、○: 代表者でないこと、かつ、役員数の3分の1未満であること>

※ 特定役員・・・法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの(業務執行取締役等)。

# 論点2: 外資規制の具体的内容(衛星)

規制の対象		現状			関係団体の主な意見	構成員の主な意見	
		直接 出資	間接 出資	役員			
放送 ③衛星(※1)	認定基幹放送事業者	ソフト	◎	—	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>現在の内容で問題ないという意見が大半。また、間接出資の規制導入に賛成する者はいなかった</u>(衛放協)</li> <li>• <u>一部事業者から、有料放送等については適用外とすることを検討していただきたいという意見があった</u>(衛放協)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (再掲) 事業者ごとに割合(閾値)をそろえればよいということではないと思う(第1回 大谷構成員)</li> <li>• 規制を受ける事業者にとって、各種の規制がバラバラに適用されることで、規制の遵守が難しくなっていることや、事業者にとってもワンストップ的に審査を簡便にしてほしいといったニーズがあれば、ある程度耳を傾けていく必要もあるのではないか(第1回 大谷構成員)</li> </ul>
	基幹放送局提供事業者	ハード	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (再掲) 現在の内容で問題ないという意見が大半(衛放協)</li> <li>• 放送が継続できれば何の問題もないという趣旨だが、一部事業者から、撤廃があれば一番安心という意見があった(衛放協)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>放送設備の保有者であり、事業の休廃止が、外資規制のない世界で発生した場合には、多大な影響を及ぼすものである</u>ので、<u>現行レベルでの外資規制は必要ではないか</u>(第2回 大谷構成員)</li> </ul>

(凡例) ・出資関係<◎:議決権の5分の1未満、○:議決権の3分の1未満、—:規制なし>  
 ・役員関係<◎:特定役員でないこと(※2)、○:代表者でないこと、かつ、役員の3分の1未満であること>

※1 移動受信用地上基幹放送事業者も該当。

※2 特定役員・・・法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの(業務執行取締役等)。



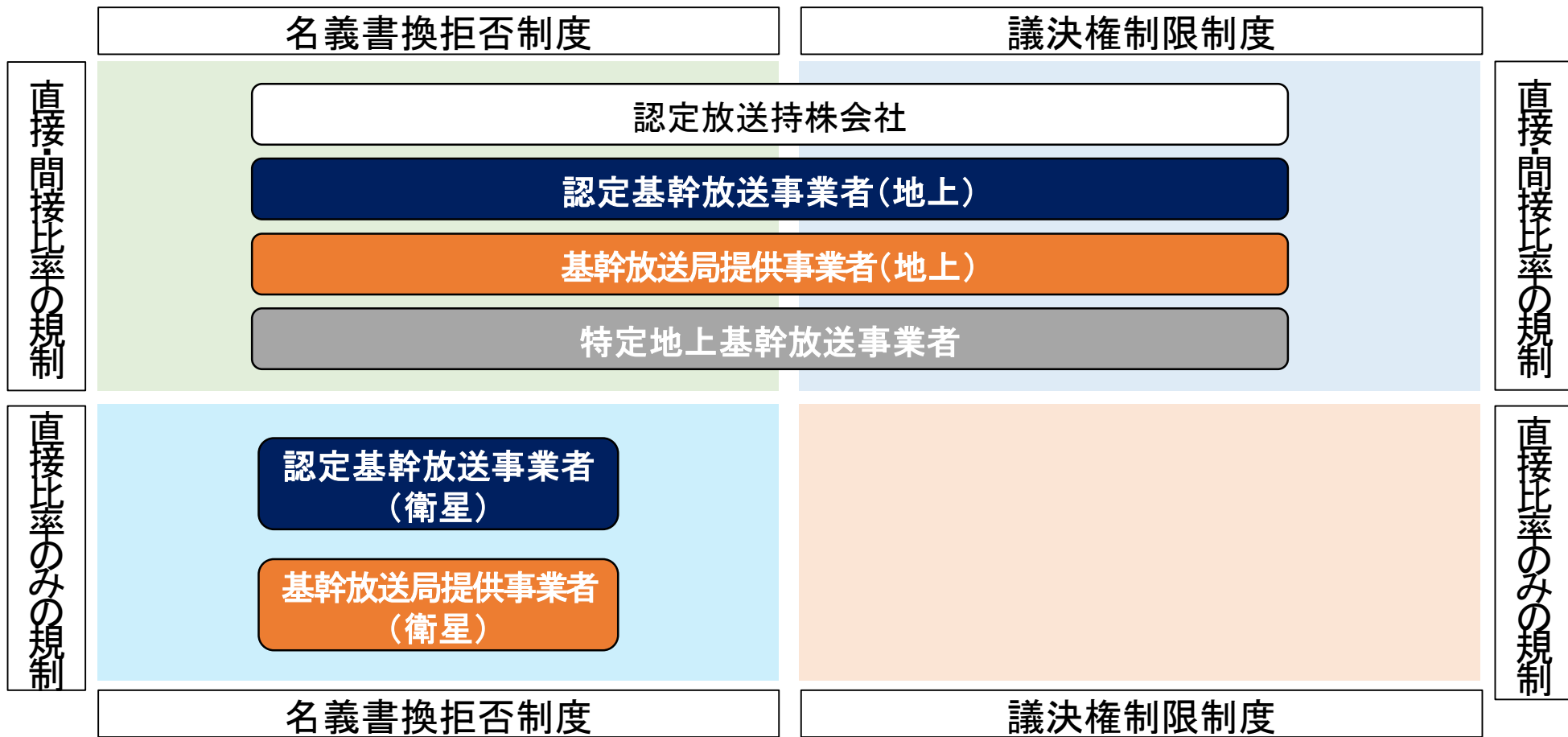
# (参考)会社法等における主な議決権割合等と権利等の内容

主な議決権割合等	主な内容	備考
総株主の議決権 1%以上 又は300個以上の議決権	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主提案権</li> </ul>	
総株主の議決権の 3%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会招集請求権</li> <li>役員解任請求権</li> </ul>	
発行済株式の 5%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社の発行済株式の 5%以上を保有（取得）した場合に財務局に報告する義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット（EDINET）を通じて開示</li> </ul>
総株主の議決権10%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の募集株式発行等のための株主総会決議要求権</li> <li>訴えによる会社解散請求権</li> </ul>	
総株主の議決権20%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社及び一定の非上場会社の連結決算の対象となる子会社以外の会社（＝関連会社）の判定基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の事業方針の決定に重要な影響を及ぼすことができる子会社以外の会社</li> </ul>
出席株主の議決権の 3分の1超	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査役解任などの決議の否決（特別決議の否決）</li> </ul>	
総株主の議決権の 3分の1超 （または議決権を行使できる株主の半数超）	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式の全部を譲渡制限株式とする旨の定款変更などの決議の否決（特殊決議の否決）</li> </ul>	
出席株主の議決権の過半数	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員選任及び解任（監査役を除く）などの決議（普通決議）</li> </ul>	
総株主の議決権の過半数	<ul style="list-style-type: none"> <li>子会社の判定基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営が支配されている法人</li> </ul>

※網掛け部分は、株主としての権利行使以外のもの。

# 論点3: 外資規制の担保措置 (1) 事業者等による補完措置

- 放送法では、外国人等による株式取得により、放送事業者等が欠格事由に該当して認定等が取り消されることによって視聴者への安定的な放送サービスの提供に支障が生じることのないよう、補完措置として、名義書換拒否制度と議決権制限制度が設けられ(※)、下図のとおり、放送事業者の態様に応じて、実施可能な補完措置に違いがある。



※ いずれの制度も、上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者等が対象。

# 論点3: 外資規制の担保措置 (1) 事業者等による補完措置

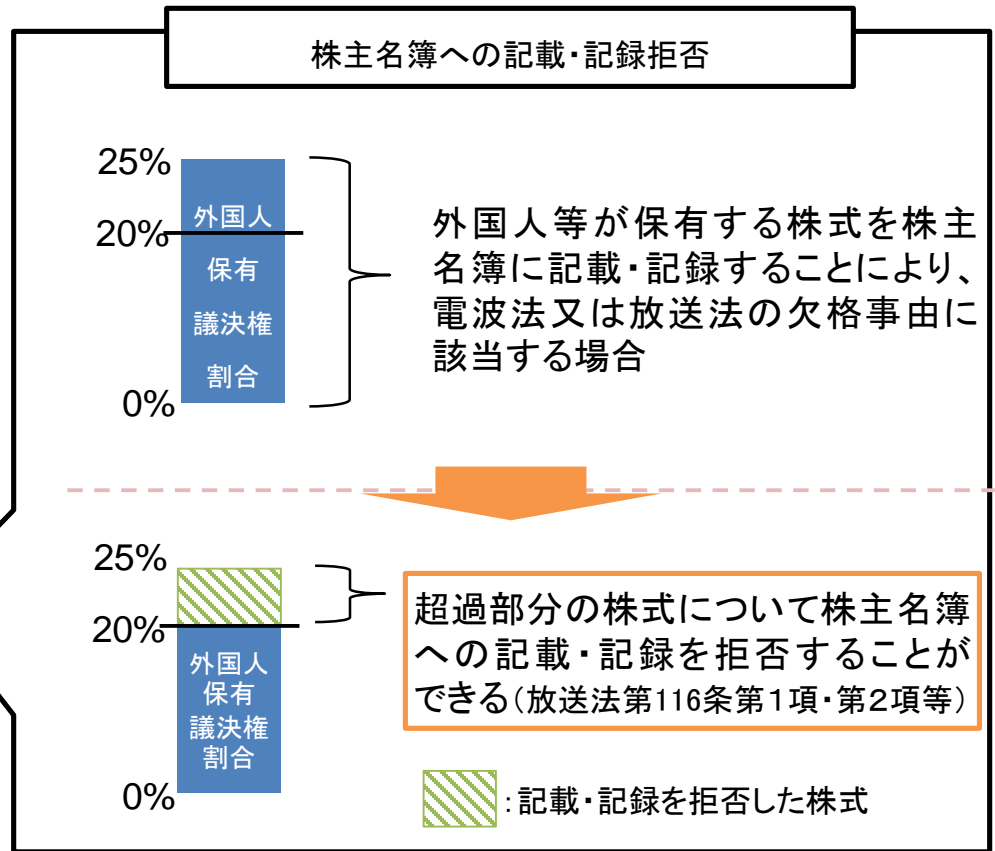
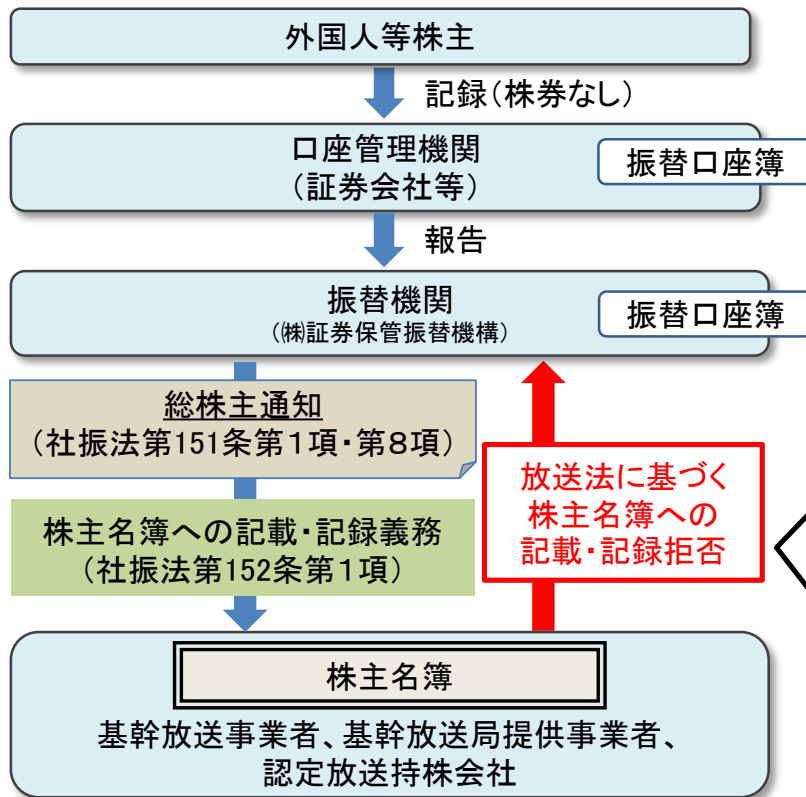
規制の対象		現状		関係団体の主な意見	構成員の主な意見		
		名義書換拒否	議決権制限				
放送	① 認定放送持株会社	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>民放の経営について、外資規制の目的である<u>外国性の制限</u>ということは、<u>議決権の制限や名義書換拒否制度で、しっかり確保されている、担保されているのではないか</u>(民放連)</li> <li>名義書換拒否に係る手前の予防的な仕組みについて、<u>行政と事業者が共に違反を防ぐためにできる有効な手立てがないか</u>と考えている(民放連)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>議決権は会社法上非常に重要な株主の権利であって、それを奪うというのはかなりドラスティックな対処法だ</u>と思っており、そういった形の解決が放送法上はあるところは、<u>外為法だけではとても達成できないところではないか</u>と思う(第1回神保構成員)</li> </ul>		
	② 地上	認定基幹放送事業者	ソフト			○	○
	基幹放送局提供事業者	ハード	○			○	
	特定地上基幹放送事業者	ソフト + ハード	○			○	
	コミュニティ放送						
	③ 衛星(※)	認定基幹放送事業者	ソフト	○		-	-
基幹放送局提供事業者	ハード	○	-	-			

※ 移動受信用地上基幹放送事業者も該当。

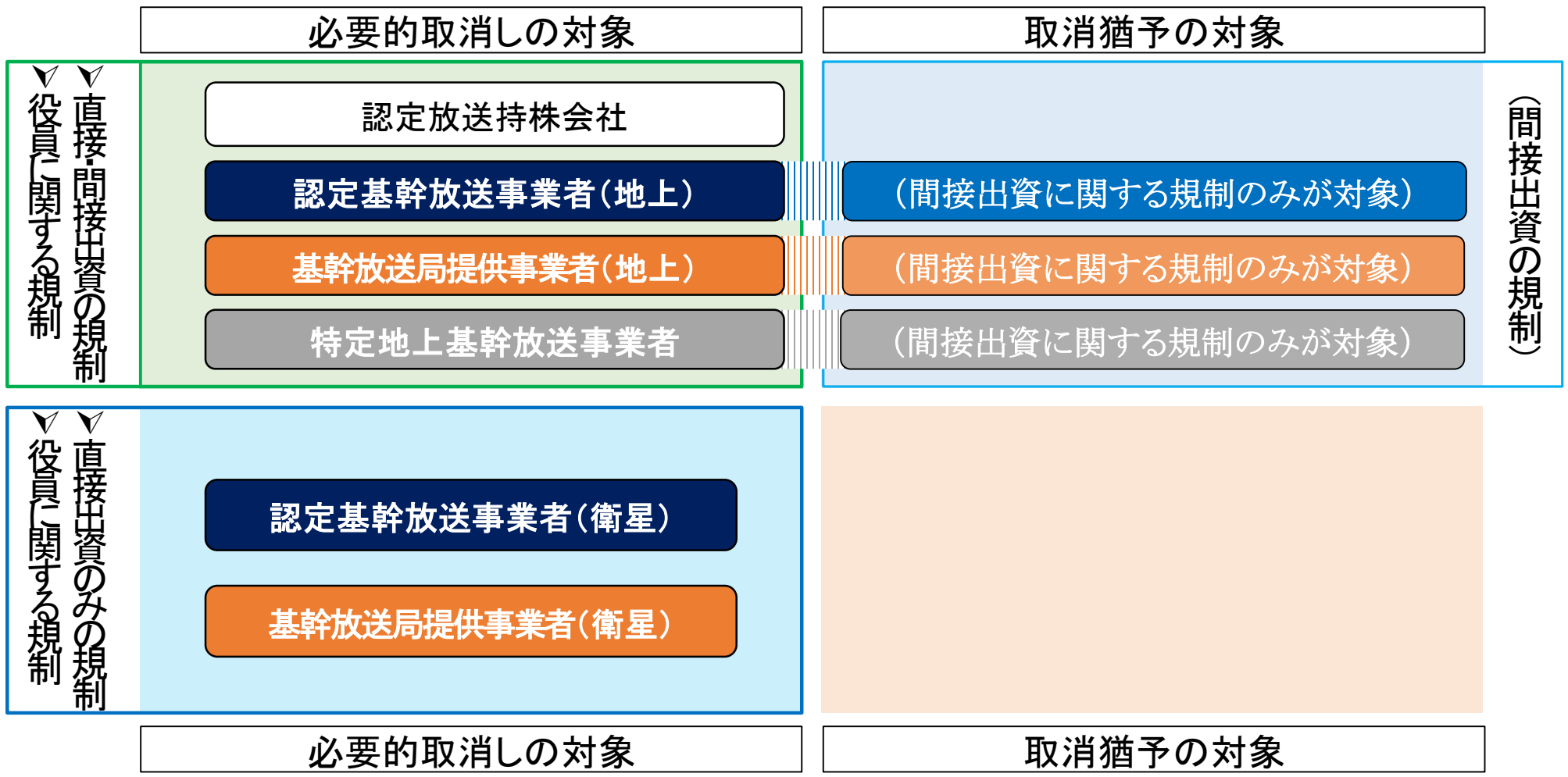
# (参考)放送事業における名義書換拒否制度等

- 国際的な資本自由化の中で外国人等による株式取得により、放送事業者等が欠格事由に該当して認定等が取り消されることによって視聴者への安定的な放送サービスの提供に支障が生じることのないよう、上場している基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び認定放送持株会社について、外国人等の株式保有割合が一定以上となった場合には、株主名簿への記載・記録を拒否できる制度が設けられている(名義書換拒否制度)
- また、間接外資規制の対象の地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者(地上)及び認定放送持株会社に関し、株主名簿記載後に、外国人等が記載済みの日本法人に対し一定割合出資を行い、間接外資規制の対象となった場合には、当該外国人等の有する間接出資比率が一定以上となる株式について、議決権を有しないこととなる(議決権制限制度)

## イメージ図



- 放送法及び電波法では、外資規制に違反することとなった場合における措置や、当該規制に違反することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときにおける取消猶予に関する規律が設けられ、下図のとおり、放送事業者の態様に応じて、適用される措置に違いがある。



# 論点3: 外資規制の担保措置 (2) 行政による是正措置 (認定持株・地上)

規制の対象		現状 (違反した場合の扱い)	関係団体の主な意見	構成員の主な意見
放送	① 認定放送持株会社	必要的取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上基幹放送等の免許・認定の取消しは事業の廃止につながり、<u>視聴者・社会に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、放送を継続しながら違反状態を是正可能な制度が適切ではないか</u>(民放連)</li> <li>取消が猶予されるから外資規制に違反してもよいという認識ではなく、<u>条件を満たさない場合には、いずれ認定が取り消されるもの</u>と考えるべき(民放連)</li> <li>現行の法律では、<u>免許や認定の有効期間の残存期間で、その一定の期間を指定して、取り消さないことができるという規定になっているが、例えば、発覚したときが免許認定の直前だったら一体どうなるのだろう</u>と考えると、なかなか難しいところであり、<u>本当にこの規定で大丈夫だろうか</u>という意見も出ていた(民放連)</li> <li>具体的な(猶予)期間としては、その違反する内容によると思っており、即答できかねる部分があるが、<u>是正期間のようなものが設けられるということであれば、非常にありがたい</u>(コミュニティ放送協会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>違反状態が発生又は判明したときは認定の取消しを行う前に<u>一定の猶予期間を設け、その期間に違反状態を是正するよう促し、それでも違反状態が是正されないような場合に取消すような仕組みを設けてはどうか</u>(第2回 神保構成員)</li> </ul>
	認定基幹放送事業者	ソフト		
	基幹放送局提供事業者	ハード		
	② 地上 特定地上基幹放送事業者	ソフト + ハード		
	コミュニティ放送			



# 論点3: 外資規制の担保措置 (2) 行政による是正措置(衛星)

規制の対象		現状 (違反した場合の扱い)	関係団体の主な意見	構成員の主な意見
放送 ③衛星(※)	認定基幹放送事業者	ソフト 必要的取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 故意的な事案を除いて、<u>違反による即時の認定取消しは避けるべき</u>(衛放協)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (再掲) 違反状態が発生又は判明したときは、認定の取消しを行う前に一定の猶予期間を設け、その期間に違反状態を是正するよう促し、それでも違反状態が是正されないような場合に取り消すような仕組みを設けてはどうか(第2回 神保構成員)</li> </ul>
	基幹放送局提供事業者	ハード 必要的取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (再掲) 故意的な事案を除いて、違反による即時の認定取消しは避けるべき(衛放協)</li> <li>• 基幹放送局提供事業者(ハード)が違反した場合でも、<u>視聴者保護の観点から、放送を継続できる仕組みの構築を要望</u>(衛放協)</li> </ul>	

※ 移動受信用地上基幹放送事業者も該当。

# 論点4: 外資規制の実効性確保 (1) 提出資料の内容(認定持株・地上)

規制の対象		関係団体の主な意見	構成員の主な意見	
放送	① 認定放送持株会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主名簿には氏名や住所などの個人情報記載されており、漏洩リスク等の観点から株主名簿の提出を必要としない制度が望ましい(民放連)</li> <li>非上場企業が多いローカル局については、提出できる資料に限られていることから、実情を踏まえた配慮が必要(民放連)</li> <li>様々なやり方で株式管理をしているところ、事業者の実務を十分に酌み取っていただきたいということと、ほかの制度との整合性を考慮していただきながら、提出の頻度や提出フォーマットを検討していただきたい(民放連)</li> <li>膨大な資料を集めて総務省に出し、総務省の担当が全部確認しなければならないというのも、相当大変ではないか。行政と事業者双方にとって実務的に対応可能だということは、とても大事な視点(民放連)</li> <li>行政から、根拠となる書類などについて指針のようなものを示してもらえると事業者としては助かる(民放連)</li> <li>実務面では役員の外国性の把握は難しいという声も会員各社から聞こえており、外国性を証明する書類など民放各社の参考になるガイドラインのようなものがないか検討して欲しい(民放連)</li> <li>事務作業の負担を考慮し、提出書類の簡略化を要望(コミュニティ放送協会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 外資規制の実効性を確保するため、透明性を高めるにはどうすればよいかという点は議論していく必要がある(第1回 森川構成員)</li> <li>(再掲) 規制を受ける事業者にとって、各種の規制がバラバラに適用されることで、規制の遵守が難しくなっていることや、事業者にとってもワンストップ的に審査を簡便にしてほしいといったニーズがあれば、ある程度耳を傾けていく必要もあるのではないかと(第1回 大谷構成員)</li> <li>審査の効率を上げつつ、審査担当者にとって必要な情報が簡便に見えるような仕組みをぜひ早めに整えていただきたい(第1回 大谷構成員)</li> <li>株主名簿は、証憑として求めるのであれば、最も適切な資料なのではないかと(第2回 神保構成員)</li> </ul>	
	認定基幹放送事業者			ソフト
	基幹放送局提供事業者			ハード
② 地上	特定地上基幹放送事業者	ソフト + ハード		
	コミュニティ放送			

# 論点4: 外資規制の実効性確保 (1) 提出資料の内容(衛星)

規制の対象		関係団体の主な意見	構成員の主な意見
放送 ③衛星(※)	認定基幹放送事業者 ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許申請する放送事業者が、<u>自身の外資規制違反を把握できるような様式の提出書類を検討していただきたい</u>(衛放協)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 外資規制の実効性を確保するため、透明性を高めるにはどうすればよいかという点は議論していく必要がある(第1回 森川構成員)</li> <li>(再掲) 規制を受ける事業者にとって、各種の規制がバラバラに適用されることで、規制の遵守が難しくなっていることや、事業者にとってもワンストップ的に審査を簡便にしてほしいといったニーズがあれば、ある程度耳を傾けていく必要もあるのではないかと(第1回 大谷構成員)</li> <li>(再掲) 審査の効率を上げつつ、審査担当者にとって必要な情報が簡便に見えるような仕組みをぜひ早めに整えていただきたい(第1回 大谷構成員)</li> <li>(再掲) 株主名簿は、証憑として求めるのであれば、最も適切な資料なのではないかと(第2回 神保構成員)</li> </ul>
	基幹放送局提供事業者 ハード		

※ 移動受信用地上基幹放送事業者も該当。

# (参考)放送に係る外資規制の実効性確保に向けた当面の対応

検討会第2回(7月5日) 配布資料2-1より

## 放送に係る外資規制の実効性確保に向けた当面の対応 (案)

### 1. 方向性

現行制度の課題	対応の方向性	改正の対象
<p>認定基幹放送事業者・認定放送持株会社の外資比率・役員国籍を<b>定期的に把握・検証するための総務大臣の権限</b>が定められていない。</p> <p>※ 特定地上基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者に対しては、電波法に基づく報告徴収権あり</p>	<p>総務大臣が認定基幹放送事業者・認定放送持株会社に対し<b>資料の提出を求めることができる事項</b>として、外資比率・役員国籍に関する事項を規定</p>	<p>政令 放送法施行令</p>
<p>基幹放送事業者・認定放送持株会社の<b>認定・免許の申請</b>に当たって提出する<b>申請書・添付書類</b>について、外資比率が規制の範囲内であることを把握・検証可能な<b>様式</b>となっていない。</p>	<p><b>申請書・添付書類の様式を変更</b></p>	<p>省令 放送法施行規則 無線局免許手続規則</p>

### 2. スケジュール

令和3年	7月5日	第2回検討会 (当面の対応の方向性)
	7月下旬～8月上旬	第3回検討会 (政令・省令改正の概要)
	8月～9月	意見募集
	10月頃	意見募集結果の公表
	11月頃	閣議請議 (政令改正のみ)
	12月頃	公布・施行

# 論点4: 外資規制の実効性確保 (2) 資料の提出頻度

規制の対象		現状	関係団体の主な意見	構成員の主な意見	
放送	① 認定放送持株会社	議決権・役員の変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制を機能させるための行政と民放事業者の綿密なコミュニケーションが必要(民放連)</li> <li>(再掲) 様々なやり方で株式管理をしているところ事業者の実務を十分に酌み取っていただきたいということと、ほかの制度との整合性を考慮していただきながら、提出の頻度や提出フォーマットを検討していただきたい(民放連)</li> <li>15%に達した際の公告ルールという現行制度に異論はない(民放連)</li> <li>免許・認定申請時から大きな変更が生じにくい点を踏まえ、総務省への報告は内容に変更が生じたときのみにするなど、現行よりも報告頻度の低減を要望(コミュニティ放送協会)</li> <li>危険水域の設定(対象者は、提出期間短縮)や危険水域事業者に対する厳しい確認ルールの構築を検討していただきたい(衛放協)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(再掲) 外資規制の実効性を確保するため、透明性を高めるにはどうすればよいかという点は議論していく必要がある(第1回 森川構成員)</li> </ul>	
	認定基幹放送事業者	ソフト			
	基幹放送局提供事業者	ハード			
	② 地上	特定地上基幹放送事業者			ソフト + ハード
		コミュニティ放送			
	③ 衛星(※1)	認定基幹放送事業者			ソフト
基幹放送局提供事業者		ハード			

※1 移動受信用地上基幹放送事業者も該当。  
 ※2 現行制度では、基幹放送局提供事業者及び特定地上基幹放送事業者のみ。今後、政令改正により、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社に対しても、外資規制に関する資料提出を求めることができるよう、制度整備を行う予定。

# 論点5: 外資規制の審査体制

- 放送業務の認定又は無線局の免許の申請を受けた場合、その申請に係る外資規制の審査は、放送事業者の態様に応じて、担当部署ごとに実施されている。

規制の対象		関係団体の主な意見	構成員の主な意見	
放送	① 認定放送持株会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (再掲) <u>規制を機能させるための行政と民放事業者の綿密なコミュニケーションが必要</u> (民放連)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>総務省の事務体制などを高度化することによって実効性を高めていく取組を先行される</u>ということ、これはぜひとも必要 (第1回 大谷構成員)</li> </ul>	
	認定基幹放送事業者			ソフト
	基幹放送局提供事業者			ハード
	② 地上	特定地上基幹放送事業者		ソフト + ハード
	コミュニティ放送	—		
③ 衛星 (※)	認定基幹放送事業者	ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主流な意見としては、<u>現状維持又は新組織の整備</u> (衛放協)</li> </ul>	
基幹放送局提供事業者	ハード			

※ 移動受信用地上基幹放送事業者も該当。